

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

子育て支援の一環として、子どもの医療費助成における保護者の所得制限を撤廃し、助成対象者を拡充する。

第2 改正の内容

第3条第1項第1号中「所得の額が規則で定める額未満である」を削る。

第3 施行期日等

- (1) この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (2) この条例による改正後の岩見沢市福祉医療費助成に関する条例第3条の規定は、施行日以後の医療費の助成について適用し、施行日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

岩見沢市条例第19号

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月28日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市福祉医療費助成に関する条例（昭和48年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「所得の額が規則で定める額未満である」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の岩見沢市福祉医療費助成に関する条例第3条の規定は、施行日以後の医療費の助成について適用し、施行日前の医療費の助成については、なお従前の例による。